

○一関工業高等専門学校職業紹介業務運営規則

(昭和43年4月1日規則第1号)

(趣旨)

第1条 一関工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学生及び卒業生(以下「学生」という。)の就職に関して、職業安定法(昭和22年法律第141号)第33号の2の規定に基づいて本校が行う無料職業紹介業務の運営については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 本校が行う職業紹介は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第115条の規定に基づいて養われた成果を十分に活用し得る適正な職業に就く機会を与えることによって、職業の安定を図り、社会全般の発展に寄与することを目的とする。

(無料の職業紹介事業)

第3条 本校が行う職業紹介は、すべて無料とし、いかなる事由又は名目においても費用の徴収は行わない。

2 職業紹介とは、求人、求職の受理、あっ旋、職業指導、就職後の補導並びにそれに伴う一切の調査を行うことを含むものである。

(求人の申込方法)

第4条 学生に対する求人の申込みは、原則として求人者が求人票に所要事項を記載し、校長に提出するものとするが、文書又は電話等で、これに代えて行うことができる。ただし、いずれの方法により申込みを行う場合でも、求人条件及び労働条件を明示しなければならない。

(求人の受理)

第5条 前条の規定による求人は、すべて受理しなければならない。ただし、その申込みが、次の各号の一に該当する場合は、これを受理しないことができる。

- 一 申込みの内容が、第2条の目的並びに法令に違反するとき。
- 二 労働条件が、通常の労働条件と比較して著しく不相当であると認めるとき。

(求職の申込み方法)

第6条 学生は、本校の職業紹介を希望するときは、求職票に所要事項を記入のうえ学校長に提出しなければならない。ただし、この場合卒業生については、1年以内でなければならない。

(求職の受理)

第7条 前条による求職の申込みは、すべて受理しなければならない。ただし、その申込みが第2条の目的並びに法令に反する場合は、これを受理しないことができる。

(職業紹介の原則)

第8条 求職者に対しては、その能力に適合する職業に紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

(労働争議に対する申立)

第9条 労働争議に対する中立の立場を維持するため同盟ひ業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生している事業所の紹介は一時これを中止する。

(秘密の厳守)

第10条 本校において職業紹介の業務を行う者は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、すべて秘密とし、これを他に漏らしてはならない。

(均等待遇の取扱)

第11条 求職者又は求人者に対しては、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、組合団体の構成員であること等を理由に職業紹介について差別的な待遇をしてはならない。

(採否てん末の報告)

第12条 本校の職業紹介を受けた求人者は、当該求職者の採否を決定した場合は、速やかにその旨を本校に報告しなければならない。

(文書の保存期間)

第13条 この規則により使用した求人票及び求職票は、次に定める期間これを保存しなければならない。

求人票 1年

求職票 1年

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。